

年金記録の回復に伴って年金（時効特例給付）が支払われた方に物価上昇分の加算金（遅延加算金）が支払われます

平成22年4月30日から「遅延加算金法」が施行されます。

趣旨

- 年金時効特例法(平成19年7月施行)により、年金記録の回復に伴って年金(過去5年よりも以前の分)をさかのぼってお支払いしています。
- 今回の遅延加算金法は、当時の年金(時効特例給付)が現在価値に見合う額になるよう、物価上昇相当分を遅延加算金としてお支払いするものです。

対象となる方

平成21年4月30日(遅延加算金法の公布日の前日)以前に時効特例給付が支払われた方

請求手続が必要となります
(※)平成22年4月30日から5年以内にご請求ください。

平成21年5月1日(遅延加算金法の公布日)以降に時効特例給付が支払われた方、または、これから支払われる方

請求手続は不要です
(※)自動的に手続を行い、お支払いいたします。

(※)一定の条件を満たすご遺族の方も遅延加算金のお支払いの対象となります。

お支払いする遅延加算金の額

- 年金記録の回復により支払われた年金(時効特例給付)の物価上昇相当分が加算金の額となります。
- 具体的な額は、時効特例給付の額や年金の受給を開始された年などによって異なりますので、請求手続の必要な方は、下記に説明しておりますダイレクトメールをご覧くださいか、「むつ年金事務所」にご相談いただきますようお願いいたします。

請求が必要な方の手続

- 出来る限り簡単に手続をしていただけるよう、加算金の額を含め、あらかじめ必要な事項を印字したダイレクトメールを一定の要件を満たす方に順次発送いたします。
- 今すぐに手続をしていただく場合には、お近くの年金事務所にご相談いただいた上で、必要な書類をご提出(または郵送)していただけます。
- ※郵送で手続をされる際に必要となる用紙は、下記のお問い合わせ先からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページからプリントアウトしていただけますようお願いいたします。
- ※お手続からお支払いまでの期間は3ヶ月程度を予定していますが、前後する可能性があります。(お支払いの前に、審査結果・振込等のお知らせをいたします)

窓口での手続の際にお持ちいただくもの

- 【年金を受給している方が手続をされる場合】
年金証書・振込通知書など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの
- 【ご遺族が手続をされる場合】
請求されるご遺族の方に応じた添付書類が必要となる場合がございます。詳しくはむつ年金事務所または「ねんきんダイヤル」までお問い合わせください。
- ※ご本人以外の方が代理で手続をされる場合には次のものをお持ちください。
①委任状 ②委任状を受けた方(実際に窓口に来られる方)の身分証明書(運転免許証等)

遅延加算金詐欺にご注意!

- 年金事務所の職員を装って「遅延加算金をお支払いします」とどまし、お金を振り込ませる詐欺事件にご注意ください。
 - ・遅延加算金をATMでお支払いすることは絶対にありません。
 - ・携帯電話を持ってATMへ、と言われたら遅延加算金詐欺です。
 - ・相手の言った電話番号をう呑みにせず、電話帳などで電話番号を確認して関係機関に問い合わせましょう。

◎お問い合わせ先

厚生労働省・日本年金機構むつ年金事務所
〒035-0071 青森県むつ市小川町2-7-30
電話0175-22-4947

ねんきんダイヤル
電話0570-05-1165
(携帯・PHSからは03-6700-1165)